

## エネルギー管理連絡会開催要領

### (目的)

第1条 この要領は、エネルギー管理連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の意義は、大阪市エネルギー管理要綱の例による。

### (所掌事務)

第3条 連絡会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

（1）法に基づく届出に関する事項

（2）法等の解釈に係る事項

（3）管理標準に係る事項

（4）省エネルギーを推進するための技術的な事項

（5）エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を推進するための規程及び要綱等に係る事項

（6）その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に係り必要な事項

### (組織及び運営)

第4条 連絡会の事務局を都市整備局企画部エネルギー管理グループに置き、事務局は連絡会の庶務を処理する。

### (開催時期)

第5条 連絡会は、年1回開催する。ただし、エネルギー管理統括者が必要と認めるとは、隨時開催することができる。

### 附 則

この要領は、平成22年11月15日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年11月17日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。